

2022年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「2022年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規則を遵守することとする。

(3) 件名

2022年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託

(4) 履行期限

2023年3月24日（金）

(5) 履行場所

旧上瀬谷通信施設及び周辺地域

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020年3月に国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。そして、博覧会国際事務局（BIE）の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021年6月に閣議了解され、11月に「2027年国際園芸博覧会協会」が設立された。

会場整備にあたっては、大規模な区域内に多数の施設を出展する各国・企業など幅広い関係者と調整しながら短期間で設計・施工を行う必要があるとともに、横浜市が施行する土地区画整理事業や公園整備事業等とのスケジュールやコスト面における連携が不可欠である。

本業務は、会場整備の着実な推進に向けて発注者支援（プロジェクトマネジメント/コンストラクションマネジメント）を導入し、工事工程等調整や各種戦略の立案及び実行支援を目的とする。

○参考：一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：国際園芸博覧会の招致（横浜市HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

(2) 留意事項

ア 博覧会の検討にあたっては、発注者支援のほか、基本計画、会場計画、輸送アクセス、出展計画、会場運営計画、企画検討業務及び環境アセスメント等に関する委託など複数の業務が並行して実施されるため、業務間での連携が必要である。

令和4年度は、基本計画の策定を予定している重要な時期であるため、基本計画の検討業務と特に連携を図ること。

イ 旧上瀬谷通信施設のまちづくりでは、横浜市が施行する土地区画整理事業や公園整備事業等が並行して進められており、横浜市や国、地元組織等との連携が必要である。

本業務の遂行にあたっては、幅広い関係者間において目標の共有化、役割・責任の明確化が図られるよう、関連事業等の状況を的確に把握しながら、コミュニケーションの活性化や信頼関係の構築に最大限留意すること。

3 業務内容

博覧会及び公園整備事業等の関連事業にかかる過年度の検討状況について、本業務を行う上で必要な情報を把握し、本業務を行うための与条件の確認を行います。また、委託業務計画を契約締結後14日以内(休日等を含む)に作成し、発注者へ提出してください。

(1) 会場整備の推進に向けた調整支援

会場計画の検討をはじめ、各種業務間における進捗管理や課題抽出など、会場整備の推進に向けた調整支援を行う。

横浜市が施行する土地区画整理事業、公園整備事業及び周辺道路拡幅事業等の関連事業との工事工程等調整の支援を行う。

(2) 会場整備にかかる各種戦略の立案等及び実行支援

令和3年度の横浜市の検討内容を踏まえ、各種戦略(発注・調達・仮設活用、会場コスト管理、設計、工事発注等)の深度化及び確定を図り、順次実行していくにあたっての支援を行う。

令和4年度において、特に重要と考える各戦略の事項は、次のとおりとする。

発注・調達・仮設活用：造園、土木、建築、設備、インフラ等の設計及び工事について、関連事業との分担を踏まえながら最適な発注方式及び発注単位、本数、仮設活用範囲等を具体的に検討し、令和4年度の進捗に応じて、発注手続の実施について調整支援を行う。

会場コスト管理：会場建設費は、国と関係地方公共団体、民間資金が充当される補助事業であることを踏まえ、全事業期間を見据えた会場建設費の統括、年度途中での変更対応、予算編成対応、運営費との分担調整等の会場建設費執行管理支援を行う。

設計：今後予想される同時多発する協会、出展する各国や企業など多様な主体による確認申請等の手続の方向性及び管理手法等を具体的に検討し、審査機関との協議の支援を行う。また、関連事業の進捗状況をふまえながら BIM/CIM の導入検討を行う。

工事発注：アウトソース人材など外部委託も含めた協会の工事発注監督体制等を具体的に検討する。

(3) 報告書とりまとめ

本委託における検討結果を報告書にとりまとめること。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこと。

4 成果品

- (1) 報告書：A 4判・ドッジファイル製本 3部
- (2) 報告書及び業務で作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）
（Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考

- (1) 上位構想、既往計画等
 - ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018（平成 30）年 3月）
 - イ 2027 年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019（令和元）年 7月）
 - ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020（令和 2）年 2月）
 - エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020（令和 2）年 3月）
 - オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021（令和 3）年 5月）
 - カ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2021（令和 3）年 6月）
 - (2) 既往調査等
 - ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査委託（2018（平成 30）年度）
 - イ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託（2019（令和元）年度）
 - ウ 平成 31 年度 国際園芸博覧会の招致・広報・機運醸成等業務委託（2019（令和元）年度）
 - エ 国際園芸博覧会基本計画（市案）等調査検討業務委託（2020（令和 2）年度）
 - オ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本設計業務委託（2020（令和 2）年度）
 - (3) 関係規則等
 - ア AIPH 規則（AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions）
 - イ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - ・ 大阪・関西万博 一般規則、特別規則
 - ・ その他 国際園芸博覧会、国際博覧会 関係規則等
- なお、規則関係の更新に注意すること。

6 その他

- (1) 業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出することとします。また、打合わせの形態については、新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえ、WEB 会議も可能とします。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等について

は、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとします。

- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければなりません。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については他の業務の受託者等と連携して行うこととします。
- (5) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとします。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとします。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとします。
- (9) 成果品については、協会に帰属するものとします。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとします。